

必ずお読みください

東京海上日動火災保険株式会社

## トータルアシストからだの保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素よりお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、2017年4月1日以降始期契約より、トータルアシストからだの保険について、以下のとおり商品を改定いたします。

本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

### 1 主な改定ポイント

商品名称			改定項目	概要
傷害 定額	ゴルフ ファ ー	所得 補償		
○	○		みなし通院「ギプス等」の定義の明確化	実際に通院していない場合であっても、ギプス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金をお支払いする「みなし通院」の取扱いについて、「ギプス等」の定義の明確化を行い、保険金のお支払い対象外となる固定具(サポーター、テーピング等)を明記します。
○	○		個人賠償責任補償特約における保険の対象となる方の範囲の拡大	個人賠償責任補償特約において、賠償事故を起こした保険の対象となる方が責任無能力者の場合に、その方の親権者や法定の監督義務者等を保険の対象となる方に追加します。
○	○	○	配偶者の定義の見直し	戸籍上の性別が同一で、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方について、配偶者に含む取扱いとします(付帯サービスも含まれます。)
○			職務遂行免責の緩和	個人賠償責任補償特約において、従来は「職務遂行に直接起因する損害賠償責任」を一律免責としていましたが、ゴルフの競技または指導を職業とする方以外については、ゴルフ中の事故については補償の対象とします。
○		○	事業主費用補償特約の販売中止	商品・特約ラインナップの見直しの観点から、お客様にご契約いただいている件数が少ない事業主費用補償特約の販売を中止します。

このご案内は、2017年4月1日以降始期契約のトータルアシストからだの保険の改定概要を記載したものです。

ご契約にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。また、「ご契約のしおり(約款)」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

以上